

# だん暖たてやま

9 広報/たてやま  
平成8年9月号(15日発行) No.546  
発行/館山市秘書広報課 〒294 館山市北条1145-1  
電話 22-3111 内線505 FAX 23-3115

●9月1日の人口/総人口53,543(+65)  
男25,762(+49) 女27,781(+16) 世帯数20,279(+35)  
( )内は前月比



## シリーズ 市民 我家の誇り、百歳 杉本源助さん

## シリーズ 市民 66 八幡のまちが大好きで、とにかく元気

※今回は、杉本さん本人が耳が遠いため、家族にお話していただきました。  
八幡のまちが大好きでね。一昨年までは、連れて行っていただいんですよ。90歳くらいまでは、一人で行っていらんです。お寿司屋さんで、寿司を食べてビールを飲んで、神輿や山車を見て帰ってくるんですよ。  
とにかく元気ですよ。今でも食がよくてね。家族と同じに食べているんですよ。果物が好きで、特に温州みかんは、大好きなんです。一目、寝たり起きたりしているんですが、食事は若い人並みですよ。お風呂も一人で入りますよ。元々、体が丈夫なんです。きつと。

昨年ですが、脳の手術をしたんですよ。庭で転んで脳内出血を起こしたんです。99歳



▼今年7月に庄司市長から100歳のお祝いにと、遠藤子の額が手渡されました

## プラハ少年少女合唱団

の高齢ですからね。手術はどうかと思っただんですがね。手術後の回復は、思いのほか早かったですね。亀田総合病院から館山病院に戻ってきたときには、病院で担架を用意していらんですが、自動車から自分で降りて、一人でさっさと病室まで歩いて行ってしまったんです。看護婦さん達とみんなで顔を見合わせましたよ。  
若いときは、外国航路の船乗



## クリスマスコンサート

●12月7日(土) 午後6時30分開演

プログラム  
第1部 クリスマス宗教歌  
モーツアルト、シューベルト、ブラームス、ガブリエリなど  
チェコのクリスマス曲  
館山第二中学校合唱部との合同合唱  
第2部 ヨーロッパとアメリカのクリスマス名曲集  
第3部 チェコとモラヴィアのクリスマスキャロル

会場●館山市民センター(保育室あり)  
入場券●小学生券 1,000円 中・高生券 1,500円  
一般券 3,500円(当日券 4,000円)  
前売所●安房教育会館、駅前観光案内所、カミヤマ楽器ジャスコ店、カミヤマサウンドステーション、松田屋楽器店、宮沢書店浜川店・ジャスコ店  
主催●館山音楽鑑賞協会、館山市、館山市教育委員会  
協賛●東京電力(株)館山営業所  
後援●チェコ共和国大使館  
問合せ●館山音楽鑑賞協会事務局  
(市教育委員会生涯学習課内)  
☎22-3111 内線663 ※電話でも予約できます



チシバンギセル(ススキに寄生)

## 見つけてみよう 観てみよう 秋の野山に咲く美しい花いろいろ



ツリガネニンシンの花

秋の野山に、美しい花が咲き始めている。  
マドロスパイプのような花をつけたナンバンギセル(南蛮煙管)は、ススキやミヨウガなどに寄生して咲く。頭を傾けて咲くことから愚草ともいう。  
半日陰の山麓では、丸い玉状の蕾から涼しげな花を咲かせるタマアジサイ(玉紫陽花)が咲

目当たりのよい草地では、釣鐘状の花を咲かせるツリガネニンジン(釣鐘人参)や、紅紫色のヤマラッキョウ(山辣蓼)の花が咲く。また、花穂が参内傘(昔、公卿が御所に参内する時、供人が後からさしかける長い柄の傘)に似た別名サンダイガサともいうツルボ(蔓穂)が咲く。山麓の水辺には、帆掛け舟を釣り下げたような花を咲かせるツリフネソウ(釣舟草)が群生する。

野山を歩くと、見事な花を咲かせる秋の草たちに出会える。(山井 廣)



タマアジサイの花



ツリフネソウの花



ヤマラッキョウの花

訂正とおわび/8月号の「見つけてみよう」で右下の写真説明に誤りがありました。正しくは、4枚の写真の内左上がヒザラガイ、左下がインダタミガイ、右下がイシマテガイでした。訂正しておわびします。



# 市民の皆様への 信頼回復に 全力を 尽くします

館山市長 庄司 厚

## NTT株取得に関する 監査結果報告についての 市議会全員協議会での 市長説明

本年四月に、収入役の交替に伴い、明らかに成りました。元収入役によるNTT株の取得と、それによって生じた市財政の損失に際して、五月二日に監査委員に対し監査請求を行いました。八月二十日にその結果報告がありました。

また、去る八月十四日と十五日に、保有しておりました、NTT株一六三・二株を、一株当たり八〇万円、総額一億三、〇五六万四、六〇〇円で売却いたしました。

NTT株の購入に支出された現金は、A元収入役については、昭和六十二年十一月購入の一〇株分、二億八、〇五〇万円、B元収入役については、昭和六十三年十月購入の五〇株分、九、五〇〇万円であり、その合計額三億七、五〇〇万円が、株の購入により亡失した現金となります。

このNTT株については、「現先」で運用しているとの虚偽の報告を行っていたので、現収入役から報告がなされるまで、明らかにされなかつたものです。

この株の取得により亡失した現金三億七、五〇〇万円と、株を取得した日から株を売却した日

までの、利息額及び株の売買委託手数料と、それに係る消費税の総額が損害額とされていますが、株の売却額及び配当金は、その損害額から控除すべき金額とされており、その結果得られた損害額は、四億二、三八万四、二九九円となりました。

この金額が、二人の元収入役が株の取得により生じた損害額です。そして、二人が損害賠償すべき金額は、A元収入役三億一、一五〇万七、三〇三円、B元収入役九、〇八七万六、九九六円となっています。

しかしながら、昭和六十四年一月に昭和天皇が崩御されたことに伴い、平成元年二月に「大赦令」及び「復権令」が公布され、館山市でも同年三月に条例を制定しました。それは、「昭和天皇の崩御に伴う職員懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例」です。この条例により、すでになされた職員の懲戒が免除されることにも、職員の賠償責任に基づく債務が免除されることから、昭和六十二年、六十三年になされたNTT株の取得により生じた、元収入役二人の賠償責任に

基づく債務が、すでに消滅しています。

これが監査結果の概要ですが、この報告を詳細に検討した結果、「確認された事実」を了解するとともに、損害賠償責任の消滅について、やむを得ないものと判断せざるを得ないとの結論に達しました。本年四月にNTT株の取得が明らかになって以来、損害回復のため、法令の規定に従い、手続きを進めてきました。が、このような結果になったことを、市民の皆様にご報告せざるを得ないこととなり、大変遺憾に存じております。

市民の皆様へ、市政に対する信頼を損ねましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、市民の信頼回復のため、市長自ら襟を正すため、処分を検討しています。

今後、このような不祥事が生じないよう、市民の皆様への信頼回復に全力を尽くし、市民のための開かれた行政の推進を図ってまいり所存ですので、「理解、ご協力を下さるよう、お願いいたします。

なお、監査結果報告書の全文は、次のとおりです。

## 監査報告 の全文

地方自治法第243条の2の規定に基づく監査結果について(報告)

平成八年五月二日付館総第七号により、貴職から請求のあった標記については、次のとおり監査の結果を報告します。

記

### 1 監査請求の 要旨

館山市元収入役Aは、昭和六十二年十一月十二日に、その保管に係る館山市財政調整基金の

現金から、日本電信電話株式会社の株式(以下「NTT株」という。)を七〇株、一億七、八五〇万円で、また、歳計現金から、NTT株を四〇株、一億二〇〇万円で購入した。

更に、館山市元収入役Bは、昭和六十三年十月二十一日に、その保管に係る館山市財政調整基金の現金から、NTT株を五〇株、九、五〇〇万円で購入した。歳計現金の保管については、地方自治法第二三五条の四第一項、財政調整基金の現金の保管については、館山市財政調整基金条例第三条により、それぞれ「最も確実かつ有利な方法によ

るもの」とされており、株式による現金の保管方法は、適切とは認められず、したがって、NTT株の購入により、館山市に損害を与えたと認められるので、地方自治法第二四三条の二第三項に基づき、当該事実の確認、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められた。

平成八年五月二日から同年八月十九日まで

### 2 監査実施期間

### 4 監査の 実施方法

①書類調査

館山市会計課から提出のあったNTT株購入に係る関係諸帳

### 3 監査実施場所

館山市監査事務局

## 元収入役が市に任意の弁済

NTT株購入に係る監査結果の報告で、「賠償責任あり。ただし債務消滅」とされた、二人の元収入役は、八月三十日、市役所を訪れ、市民の皆様と市長に心からお詫びをし、館山市に対して、任意の弁済を申し込

(妻と共有、両人が寄付)

②付属家

二八・九八㎡

山本の畑は、一部に他者の果樹が植えられているので、寄付を受けられるか検討中。他は受け入れる方針です。資産価値は、四、五、〇〇〇万円と見込んで

います。

B元収入役(任期 昭和六十二年四月から平成三年三月)。

(八月三十日付け、寄付申込書)

一、現金 一、五〇〇万円

寄付を受け入れる方針です。

弁済に対して市長は次のように考えています。

元収入役二人が、「これで責任を果たした」とは、到底、言えないし、市民感情としても、また私自身としても、許し難いことであるが、自宅を手放し、あるいは最後の蓄えで弁済することは、二人の示した誠意と受け止めています。これ以上の損害回復が、法的に出来ないことは、本当に残念です。

元収入役(任期 昭和五十九年四月から六十二年三月)。

(八月二十九日付け、寄付申込書、登記用書類も添付)

一、土地 ①館山市湊(宅地) 三九・六四㎡ (自用地)

②館山市山本(畑) 三、五九一㎡

(原野) 四二㎡

二、家屋 ①自宅(平成七年建 築) 一三二・五六㎡



簿及び関係参考資料並びに監査報告書等の監査事務局資料をもとに調査した。

## ② 関係人調査

ア 平成八年五月十七日に館山市役所接室において、昭和六十二年十一月一日から平成八年三月三十一日までの間に収入役室(平成七年四月一日付け組織改正により会計課に変更)の出纳係長の職にあった者及び平成元年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に収入役室長又は会計課長(平成七年四月一日付け組織改正により会計課に変更)の職にあった者、合計五人から、個々に事情を聴取した。

イ 平成八年五月十八日に館山市役所接室において、昭和六十二年十一月一日から平成八年三月三十一日までの間に、収入役の職にあった者及び昭和六十二年十一月一日から平成元年三月三十一日まで、収入役室長の職にあった者、合計四人から、個々に事情を聴取した。

ウ 平成八年五月二十四日に館山市役所接室において、昭和六十二年十一月一日から平成三年三月三十一日までの間に総務部財政課長の職にあった者、平成四年四月一日から平成八年三

月三十一日までの間に、総務部財政課長の職であった者及び昭和六十二年十一月一日から平成八年三月三十一日までの間に、総務部財政課の課長補佐又は財政係長の職にあった者、合計八人から、個々に事情を聴取した。

工 平成八年五月三十日に館山市役所接室において、昭和六十二年十一月一日から平成八年三月三十一日までの間に、監査事務局の局長及び庶務係長の職にあった者、合計五人から、個々に事情を聴取した。

オ 平成八年六月三日に館山市役所接室において、平成二年十二月十日から平成八年三月三十一日までの間に、市長の職にあった者及び平成二年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に、助役の職にあった者、合計二人から、個々に事情を聴取した。

カ 平成八年六月七日に館山市役所接室において、平成二年六月二十三日から平成七年四月三十日までの間に、館山市監査委員の職にあった者、合計四人から、個々に事情を聴取した。

キ 平成八年六月七日に館山市役所接室において、同日現在の水戸証券株式会社館山支店支

# 5 事実の確認

## ① 館山市元収入役 A

館山市元収入役二名により購入されたNTT株に係る件について、元収入役等の関係人からの事情聴取、関係諸帳簿等の調査を行った結果、NTT株の購入経過、館山市の損害の発生、因果関係等について、以下に述べるとおり、その事実を確認した。

## ア 収入役在任期間

館山市元収入役 A (以下「A 収入役」という)は、昭和五十九年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間収入役として在任した。

## イ NTT株の購入と損害の発生

A 収入役は収入役在任期間中に、収入役の権限により保管する現金でNTT株を購入した。即ち、館山市財政調整基金の現金により、昭和六十二年十一月七日、千葉市中央区富士見一丁目一四番一三号野村証券株式会社千葉支店(以下「野村証券」という)からNTT株一〇株を二、五五〇万円、同月九日館山市北条二二〇七番地水戸証券株式会社館山支店(以下「水戸証券」という)からNTT株六〇株を一億五、三〇〇万円、また、歳計現金により、同月十日には館山市北条一八七番地の東洋証券株式会社館山支店(以下「東洋証券」という)からNTT株四〇株を一億二〇〇万円で購入し、館山市に對し、NTT株購入額の合計二億八、〇五〇万円の損害を発生させた。Aは収入役の在任期間中、収入役の権限により保管する現金を運用する目的で野村証

券、水戸証券及び東洋証券(以下「証券各社」という)と「現引」を行っていた。この間、昭和六十二年十一月のNTT株第二次売却に際しては、A収入役の供述によると、株式の購入は不適当である、あるいは違法である旨の認識を持ちながらも資金運用の一環としてNTT株を購入しようと考えた。そこでA収入役は、野村証券を通じ購入可能な一〇株の、また水戸証券及び東洋証券を通じてそれぞれ六〇株及び四〇株の購入の約定をし、購入約定後昭和六十二年十一月十二日の証券各社への代金支払いを含め、必要な事務手続きを進めた。このA収入役によるNTT株の購入は、従来からA収入役との間で個人的な株取引があった証券各社からA収入役への個人的な購入の勧誘が発端であった。

証券各社からの館山市に購入して欲しい旨の勧誘ではなかったが、A収入役の供述によると、A収入役は、「そんなに儲かるなら市でやってみよう」と考えて自分で進めることになったものである。

ウ NTT株購入の報告

A収入役の供述によると、A収入役は、NTT株の購入につ

いて当時の市長であった故半澤良一前市長(以下「前市長」という)に事前の報告をしていなかった。なおA収入役は、昭和六十三年一月に当該NTT株購入の事実を前市長に報告し、前市長から「早く処分しろ」と指示を受け、自ら報告した書類に「鉛筆で「早く」あるいは「早く処分」と記載した。」と述べている。しかし、昭和六十二年十一月末及び十二月末現在の「金融機関別預金残高総括表」を精査したところその記載はなく、また、既に消去された痕跡も見当たらなかった。加えてその件に関する他の複数の関係人は「前市長がそのような指示をしたとすれば、後々前市長が「NTT株は処分したか」と何人も自分たちに確認をしていたはずだが一度もそのような確認を受けたことはなかった。」と述べている。また、A収入役はNTT株を前市長の「命令に違反して売らなかった」とも述べている。

これらの調査、関係人の供述等を総合的に勘案すると、A収入役が前市長にNTT株購入の件を報告した事実はなく、したがって前市長からA収入役に対して、NTT株を「早く処分しろ」との指示もなかったと考えることが相当である。

NTT株の名義書換え

NTT株購入後、A収入役は当該購入株について館山市への名義書換えをしていなかった。A収入役の供述によると、A収入役は「NTT株の上昇の折には直ちに売却する意図であったから」とのことであるが、それに併せNTT株の購入が投機性のあるものであり、「投機性のあるものは当然善良な管理の中には入らない。」との認識も持っていた。これらのこと及び他の関係人の供述から勘案すると、A収入役はNTT株の購入が公になると大変なことになるとの懸念も持っていたことからNTT株の名義書換えをしなかったものと考えられる。日本電信電話株式会社が昭和六十三年三月の決算期を迎えるに当たり、A収入役に対し証券各社からの名義書換えをするかどうかの照会があったが、A収入役は名義書換えを行わなければ配当金を受けることができない旨を認識しながら、所定の手続きを取らず、名義書換えをしなかった。

そのため、昭和六十二年下期の配当二七万五、〇〇〇円を受けることができなかった。更にN

TT株購入後に一時約五万円程の株価上昇があった際には、A収入役は更なる株価の上昇を期待した。その後株価が下落したときには損をしてまではNTT株を売却したくないとの意向があり、さりとてA収入役が含み損を補填する旨の意思もなく、結果的に時機を失し、収入役退任時に至ってもNTT株を売却することなく、今日に至った。

館山市監査委員への報告

A収入役の供述によると、A収入役は、NTT株を購入して「市民に利益をあげさせたい。」との判断があったものの、前述のようにNTT株購入は法的に不適当であるから、あるいはすぐ売らないうるが、あるいは出さないほうが良い、などの考えから、館山市監査委員に提出した昭和六十二年十一月末現在の「金融機関別預金残高総括表」では、NTT株の購入に係る記載を「転換社債」欄に、同年十二月末現在、昭和六十三年一月末現在及び同年二月末現在の「金融機関別預金残高総括表」では「現先」欄に記載するなど、虚偽の報告をしていた。

後任収入役との事務引継ぎ

A収入役は、「B収入役に対しては、昭和六十三年三月三十一



日又は四月一日に行われた収入役事務引継ぎの際にNTT株が購入してある旨の報告をした。」と述べているが、当該日に事務引継ぎを実施することは、そのためにあらかじめ準備する期間を考慮すると事実上不可能であることや、後述する館山市元収入役B（以下「B収入役」という。）が昭和六十三年四月二十日過ぎに、会計、運用金額、金融機関名等を明示する「資金運用表」の記載部分からNTT株が購入されていることを知った旨述べていることなどから推察すると、A収入役はB収入役にNTT株購入の件を事務引継ぎをせずに、収入役を退任したと考える。

**キ 損失補填**  
A収入役が退任する昭和六十三年三月三十一日のNTT株の終値は二四〇万円であり、その時点で一、六五〇万円を含み損を生じていた。その後、NTT株は一時若干の回復を思わせるものもあったが、徐々に低落し続け、含み損が拡大こそすれ、解消することはなかった。そのため後述するように、A収入役は収入役退任後に、B収入役、館山市前収入役C（以下「C収入役」という。）から何度も損失の補填を要請されていた。これに対しA収入役は謝罪をし、自分の所有地を処分するとともに、相続問題を解決するなどして損失を補填したい旨の申出をしていた。

## ② 館山市元収入役B

**ア 収入役在任期間**  
B収入役は、昭和六十三年四月一日から平成四年三月三十一日までの間収入役として在任した。  
**イ NTT株の購入と損害の発生**  
B収入役は収入役在任期間中に、収入役の権限により保管する館山市財政調整基金の現金で、昭和六十三年十月二十日、東洋証券からNTT株五〇株を九、五〇〇万円で購入し、館山市に対し、NTT株購入額の九、五〇〇万円の損害を発生させた。

B収入役は、収入役就任直後の昭和六十三年四月八日に収入役室においてA収入役との事務引継ぎを行った。その際はA収入役からNTT株購入の事実を知らされなかった。そしてB収入役は「多分四月二十日過ぎ、収入役室の内部調査である『資金運用表』記載に疑問部分があったことから、A収入役がNTT株を購入していた事実を知ることにしたが、その時既に株価は、二、〇〇〇万円近くの含み損があった。」旨述べている。B収入役はこれらの事実を知った後、既に購入され、含み損までも生じているNTT株への対応をどのようにしたら良いのかと苦慮していた。当時、B収入役の就任直後のことでもあったが、そのような状況の中、昭和六十三年十月某日B収入役は、従来から現先等の取引があった東洋証券を通じてNTT株の第三次売出しがあることを知った。

B収入役は、NTT株を買うことにより更に含み損が増大するかも知れないとの懸念も持ったが、株価が上昇すれば損失を補填でき、誰にも傷がつかない旨思ったことなどから、「方法論として館山市のために最良の方策」と考えた結果、NTT株を購入するに至った。

昭和六十三年十月二十一日に代金支払い手続き等を行った。  
**ウ NTT株購入の報告**  
B収入役の供述によると、B収入役は、A収入役が購入したNTT株の件についてその含み損が大きかったこと、A収入役がB収入役に対し、財政課長及び収入役としての先輩であった

T株を購入していた事実を知るようになったが、その時既に株価は、二、〇〇〇万円近くの含み損があった。」旨述べている。B収入役はこれらの事実を知った後、既に購入され、含み損までも生じているNTT株への対応をどのようにしたら良いのかと苦慮していた。当時、B収入役の就任直後のことでもあったが、そのような状況の中、昭和六十三年十月某日B収入役は、従来から現先等の取引があった東洋証券を通じてNTT株の第三次売出しがあることを知った。

こと、またB収入役就任後に、時期は不明確だがA収入役からこの件が表に出ると大変なことになる旨を聞かされたことなどから、前市長及び現在の庄司厚市長（以下「庄司市長」という。）に報告をしなかった。またB収入役自身が購入したNTT株の件についても、前市長及び庄司市長に対し事前及び事後にも報告をしなかった。

**エ NTT株の名義書換え**  
A収入役及びB収入役購入のNTT株の名義書換えについては、B収入役はそれを行うことにより館山市でNTT株を取得していたことが発覚する恐れがあり、既述の理由からそれを避けるため、名義書換えを行わなければ配当金を受けることができない旨認識しながら収入役在任期間中行わなかった旨供述している。そのため、A収入役購入のNTT株一〇株及びB収入役購入のNTT株五〇株について、昭和六十三年上期分から平成三年下期分の三〇七万五、〇〇〇円の配当を受けることができなかった。

**オ 館山市監査委員への報告**  
館山市監査委員に提出する「金融機関別預金残高総括表」は、購入したNTT株に係るも

のについて、B収入役は株は不適当であるとの考えがあり表に出せなかったことから、A収入役時からの記載方法を踏襲することとし、「現先」欄に虚偽の記載をし、報告していた。

## カ 損失補填

B収入役は、A収入役が社会福祉協議会事務局長に在任中（昭和六十三年五月一日から平成八年三月三十一日）までの間在任）の昭和六十三年七月又は八月頃に、A収入役に対して、A収入役がNTT株を購入した事実を確認するとともに、以後、A収入役購入のNTT株の含み損について何らかの処置の方策について相談し、損失の補填を依頼していたが、それに対しA収入役からは、A収入役自身の相続問題を解決するなどして補填したいとの申出や、B収入役に対し、「申し訳ない。」とか「責任は持たせない。」旨などの謝罪等があった。しかしB収入役は、A収入役から具体的に解決するための対応を受けることができず、収入役を退任するに至った。

**キ 後任収入役との事務引継ぎ**  
B収入役は、C収入役との事務引継ぎの際は、A収入役とともにNTT株購入の事実を公表

しないように依頼した。またNTT株の含み損については、C収入役に「もう少し株価の推移を見守って頂きたい。」との依頼をした。

## ③ 館山市元収入役C

### ア 収入役在任期間

C収入役は、平成四年四月一日から平成八年三月三十一日までの間収入役として在任した。  
**イ NTT株保有事実の確認**  
平成四年四月三日か四日頃、

C収入役は収入役室内部調査である「資金運用表」の記載からNTT株保有の事実を知った。しかも、株価値下がりにより既に約二億七、〇〇〇万円強の含み損があることを確認した。更に、同月九日のB収入役との事務引継ぎには、A収入役同席の下、B収入役からNTT株購入の事実、経過等を告げられ、加えてA収入役及びB収入役からその事実を公表しないこと、含み損の損失補填については株価が上昇するまで猶予をして貰いたい旨の依頼を受けた。

### ウ NTT株保有事実の報告

C収入役の供述によると、C収入役は、平成四年四月初旬にNTT株保有の事実を知ったとき、現金の保管方法として株式

を保有することは法的に適当ではないと認識していた。その時点でNTT株保有の事実を庄司市長に報告した場合には、NTT株を処分し、その処分後に二人の元収入役に損害賠償を請求しなければならぬが、そのようにしても約二億七、〇〇〇万円強の損失は埋まらぬと判断し、最も市の損害が少なくなるためにはどうしたら良いかを考えた。

A収入役からは自分の相続問題が解決すれば自分の相続分があり、損失の補填に充てることのできる旨や、「株価が一五〇万円に回復すれば何とかなる。」とそれまで待つて欲しい。」との依頼があったこと、景気回復により株価が一五〇万円位まで上昇すれば何とか損失を穴埋め出来るのではないかと考えたこと、更にそのようにすることが、その時点では二人の元収入役に損害賠償を求めるとも館山市の損失は少なくとも済むのではないかと判断した。そのためC収入役は、収入役在任中NTT株保有の事実を庄司市長に報告しなかった。

### エ NTT株の名義書換え

C収入役の供述によると、C収入役は、NTT株の保有の事

実を公にしなかったにしても、NTT株の配当については「配当まで貰わなければ市の損失になる。」と判断した。そこでC収入役は、購入したNTT株の名義書換えをしなくても配当を受けられるようにするため平成四年九月十八日に株式の保管振替制度に切り替え、同上期分からのNTT株の配当を受けられるようにした。

### オ 館山市監査委員への報告

館山市監査委員に提出する「金融機関別預金残高総括表」は、A収入役及びB収入役時からの記載方法を踏襲することとし、NTT株に係るものは「現先」欄に記載し、虚偽の報告をしていた。

### カ 損失補填

C収入役は、C収入役退任前の平成八年一月、二月及び三月時を含み再三にわたり、A収入役に対しA収入役の相続に係る裁判の結果を照会するとともに、NTT株の損失補填を督促していたが、A収入役からはどうにもならないので株価が上がるまで待つて欲しい旨懇願され続け、収入役を退任するに至った。

### キ 後任収入役との事務引継ぎ

平成八年四月三日、館山市現

# 6 損害額の算定

## ① 損害額の総額等（総括表）

項目	損害賠償額
損害額の総額	402,384,299円
損害賠償を者別 の各人別 の損害賠償額	A収入役 311,507,303円
	B収入役 90,876,996円

収入役との収入役事務引継ぎでは、C収入役から現収入役に対し、A収入役及びB収入役によりNTT株が購入されていること及び以後庄司市長に報告するかどうかは現収入役の責任で対処して欲しい旨の報告がされている。

## ② 損害額の総額の内訳

損害額の算定方法は、以下のとおりとする。昭和六十二年十一月七日、九日及び十日のNTT株一〇株の購入額と昭和六十三年十月二十日のNTT株五〇株の購入額に、当該支出の日（一〇株については、昭和六十二年十一月十二日、五〇株については、昭和六十三年十月二十一日）から賠償の日（一六三・二株のNTT株の売却手続きを終了した平成八年八月十五日を賠償の日として算定する。）までの期間に係る民法第四〇四条の規定に基づく法定利率年五分での遅延利息の加算額とNTT株売却に係る、売買委託手数料及び消費税を加算して得た額の損害額から、NTT株の売却額及びNTT株の配当金を加算して得た額の控除額を控除して得た額を損害額の総額とする。

## ③ A収入役の損害賠償額

A収入役の損害賠償額は、昭和六十二年十一月七日、九日及び十日のNTT株一〇株の購入額に、当該支出の日（昭和六十二年十一月十二日）から賠償の日（平成八年八月十五日）とし



②損害額の総額の内訳

損害額の総額	損害額(A) - 控除額(B)	402,384,299円
損害額(A)	NTT株購入額〔注1〕	375,500,000円
	当該支出の日から賠償の日までの期間に係る民法第404条の規定に基づく法定利率年5分での遅延利息の加算額	160,023,149円
	売買委託手数料及び消費税	633,750円
損害額合計		536,156,899円
控除額(B)	NTT株売却額〔注2〕(増資分を含む)	130,564,600円
	NTT株の配当金	3,208,000円
	控除額合計	133,772,600円

〔注1〕

NTT株購入額	110株 × 2,550千円 = 280,500,000円
	50株 × 1,900千円 = 95,000,000円
計	375,500,000円

〔注2〕

NTT株売却額	163株 × 800千円 = 130,400,000円
	0.2株 × 823千円 = 164,600円
計	130,564,600円

て算定する。〕までの期間に係る民法第四〇四条の規定に基づく法定利率年五分での遅延利息の加算額とNTT株売却に係る、売買委託手数料及び消費税を加算して得た損害額から、NTT株の売却額及びNTT株の配当金を加算して得た控除額を控除したものである。

なお、それぞれの額は表③のとおりである。

④B収入役の損害賠償額

B収入役の損害賠償額は、昭和六十三年十月二十日のNTT株五〇株の購入額に、当該支出の日(昭和六十三年十月二十一日)から賠償の日(平成八年八月十五日)として算定する。〕までの期間に係る民法第四〇四条の規定に基づく法定利率年五分での遅延利息の加算額とNTT株売却に係る、売買委託手数料及び消費税を加算して得た損害額から、NTT株の売却額及びNTT株の配当金を加算して得た控除額を控除したものである。

なお、それぞれの額は表④のとおりである。

③A収入役の損害賠償額

損害賠償額	損害額(A) - 控除額(B)	311,507,303円
損害額(A)	NTT株購入額	280,500,000円
	当該支出の日から賠償の日までの期間に係る民法第404条の規定に基づく法定利率年5分での遅延利息の加算額	122,882,055円
	売買委託手数料及び消費税	448,448円
	損害額合計	403,830,503円
控除額(B)	NTT株売却額(増資分を含む)	90,116,600円
	NTT株の配当金	2,206,600円
	控除額合計	92,323,200円

④B収入役の損害賠償額

損害賠償額	損害額(A) - 控除額(B)	90,876,996円
損害額(A)	NTT株購入額	95,000,000円
	当該支出の日から賠償の日までの期間に係る民法第404条の規定に基づく法定利率年5分での遅延利息の加算額	37,141,094円
	売買委託手数料及び消費税	185,302円
損害額合計		132,326,396円
控除額(B)	NTT株売却額(増資分を含む)	40,448,000円
	NTT株の配当金	1,001,400円
	控除額合計	41,449,400円

7 損害賠償責任の有無

①A収入役  
現金の保管については、歳計現金は、地方自治法第二三五条の四第一項の規定により「最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならぬ。」と定められ、また財政調整基金に属する現金は、館山市財政調整基金条例に「金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならぬ。」と定められている。

しかしながらA収入役は、市政のためとはいえ、株式の取得が地方自治法及び館山市財政調整基金条例に照らし、現金の保管方法として適当でない旨の認識を持ちながらNTT株を購入し、自らが保管する現金を購入代金として支出したものである。

この行為は、地方自治法第二四三条の二第一項所定の現金の亡失に該当する。そのために館山市に損害が生じているので、A収入役は、昭和六十二年十一月七日購入の一〇株、同月九日購入の六〇株及び同月十日購入の四〇株に係る損害について、地方自治法第二四三条の二第一項の規定により、賠償する責任がある。

②B収入役

B収入役は収入役就任後、A収入役によりNTT株が購入されていた事実を知り、当時既に生じていたNTT株の含み損の損失補填に苦慮していた。その損失を挽回する目的のため、財政調整基金に属する現金により第三次売出しのNTT株を取得したものである。

しかしながら既述のように、館山市財政調整基金条例により基金に属する現金の保管方法としては株式の取得は認められていない。

③C収入役

しかしながら、A収入役のNTT株購入行為は昭和六十四年一月七日前になされたものであり、当該NTT株購入行為が犯罪に当たるとまでは言えないことから、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年館山市条例

第三号。以下「免除条例」という。)第三条の規定により、地方自治法第二四三条の二第一項に基づくA収入役の損害賠償責任は消滅している。

この行為は、地方自治法第二四三条の二第一項所定の現金の亡失に該当する。そのために館山市に損害が生じているので、B収入役は昭和六十三年十月二十日購入の五〇株に係る損害について、地方自治法第二四三条の二第一項の規定により、賠償する責任がある。

第三号。以下「免除条例」という。)第三条の規定により、地方自治法第二四三条の二第一項に基づくA収入役の損害賠償責任は消滅している。

この行為は、地方自治法第二四三条の二第一項所定の現金の亡失に該当する。そのために館山市に損害が生じているので、B収入役は昭和六十三年十月二十日購入の五〇株に係る損害について、地方自治法第二四三条の二第一項の規定により、賠償する責任がある。

この行為は、地方自治法第二四三条の二第一項所定の現金の亡失に該当する。そのために館山市に損害が生じているので、B収入役は昭和六十三年十月二十日購入の五〇株に係る損害について、地方自治法第二四三条の二第一項の規定により、賠償する責任がある。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年館山市条例第三号。以下「免除条例」という。)第三条及び第五号の規定に基づき、職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に必要事項を定めることを目的とする。

(職員の懲戒免除)

第二条 職員(この条例施行前に職員でなくなった者を含む。)のうち、法令及び法令に基づく条例の規定により、昭和六十四年一月七日前の行為について、平成元年二月二十四日以前に減給又は戒告の懲戒処分を受けた者に対しては、将来に向かってその懲戒を免除する。

(職員の賠償責任に基づく債務の免除)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二四四三条の二(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六十四年一

月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

附則  
この条例は、公布の日から施行し、平成元年二月二十四日から適用する。

〔参考〕  
この条例は、公務員等の懲戒免除等に関する法律に基づく自治事務次官通知(平成元年二月十三日付)により、全国の自治体で広く制定されたものです。本条例第三条の適用については、今年四月に発覚した問題なのですが、株購入時に支払った代金が「現金の亡失」となり、その時点で債務が発生していません。これが、昭和六十四年一月七日以前です。また、元収入役は自分や第三者の利益のために株を買ったのではないので、背任などの犯罪にもあたりません。したがって、元収入役二人の賠償責任は、この条例適用の日には免除になっています。

また、監査報告書に出てくる「現先」とは、債券等を一定期間後に一定価格で買い戻す、または、売り出すことを、あらかじめ約束して債券等を売買することをいいます。



みんなで行こう

# 楽しい、うれしい秋のまつり

食欲の秋、スポーツの秋、芸術の秋……。このすばらしい季節に、とっても楽しいまつりが開催されます。

10月6日(日)は、大人も子供も楽しめる「館山市健康&産業まつり」。

健康まつりで、日頃の健康をチェック！産業まつりは、新鮮な海の幸、山の幸がいっぱいです。

10月20日(日)には、威風堂々の武者行列で戦国絵巻を再現する南総里見まつり(城まつり)。

南総里見まつりには、「里見少年隊」も登場します。あなたも、ご家族連れでお出かけください。

**健康まつり**は、自分の健康は「自分でつくり守りましょう」をテーマに開催されます。楽しいミュージカルの公演や幼児を対象とした歯科検診。昨年引き続き骨密度測定も行います。開催時間は、一部を除き午前10時から午後3時。

催し物は次のとおりです。

- ミュージカル(セーラームーン セーラースターズ)  
公演時間/午後1時30分から午後2時30分
  - カルシウム強化牛乳の無料配布(先着600人)
  - 救急法の講習・防災コーナー
  - 骨密度測定(9月25日から市健康管理課へ電話で申し込みください。先着80人)
  - 歯科検診・歯科相談・健康相談・栄養相談
  - 健康スリム教室
  - リフレッシュ・ウォーキングコーナー
  - ゲートボール・エアロビクスなど
- お問い合わせは、館山市健康まつり実行委員会事務局(☎23-3113 市健康管理課)へどうぞ。



入場無料



## 館山市健康&産業まつり

10月6日(日) 場所/市民センター・北条小学校

**産業まつり**は、心ワクワクで大人も子供も楽しめるコーナーがいっぱい。山梨県石和町では特産のぶどうを直販します。開催時間は、午前10時から午後3時。

- 直販コーナー  
魚介類や農産物のほか、各種加工品を直販します。新鮮で種類も豊富。
- 無料サービスコーナー  
もちつきや魚介類バーベキューのほか、海賊鍋や山賊鍋のサービスもあります。何ととっても、採れたての農水産物をその場で味わえるのが魅力。子供たちには、スーパーボールやポン菓子、活魚のつかみどりなど。
- お楽しみ広場  
まつり囃子や民舞を披露。人気のバナナのたたき売りもまたまた登場です。
- 消費生活展  
賢い消費とゆたかな暮らしをテーマに展示や実演。



お問い合わせは、館山市産業まつり実行委員会事務局(☎22-3111 内線606 市農水産課)へどうぞ。  
※当日は、駐車場が混雑します。車での来場は乗り合わせてお越しください。

南総里見まつり  
10月20日(日)



どの都合で、朝から参加できる人に限ります。「武者になってみたい」と思う人は、八犬士など希望する武者名をご連絡ください。武者行列のコースは、「館山駅前広場発⇒銀座通り⇒長須賀⇒下町⇒城山公園着」を予定しています。

### 郷土芸能祭の出演者募集

民謡、踊り、詩吟、祭囃子などの出演者を募集しています。団体または個人でも結構です。ただし、申し込み多数の場合は調整させていただきます。お申し込み・お問い合わせは、いずれも「南総里見まつり実行委員会事務局」(☎22-2000 館山市観光協会)へどうぞ。

清潔で美しいまちづくりに  
10月20日〜11月5日  
秋の「まちを愛する週間」

清潔で美しいまちをつくらうと9年前に始まった「グリーン・アンド・ビューティフル運動」は、息の長い運動です。今年も10月20日から11月5日までを「まちを愛する週間」に設定して、散乱ごみの市内一斉清掃や錦鯉の放流、あき街のノーポイ運動、不法投棄防止キャンペーンなどの環境美化運動を展開します。

この「週間」を契機に、自分のできることから地道に取り組み、きれいなまちづくりを進めましょう。  
10月27日(日)は  
市内一斉清掃デー  
みんなで  
参加しましょう

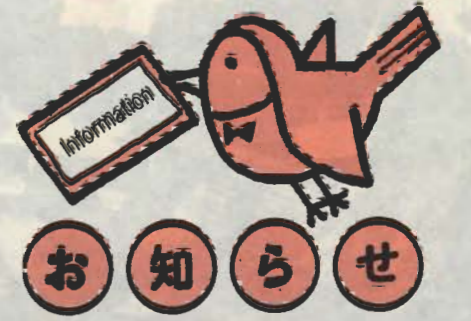
11月3日  
錦鯉の放流

今年も11月3日の文化の日に、地区コミュニティ委員会や町内会、子ども会、PTAなどにより錦鯉の放流が行われます。市内14河川で、5、500尾を放流します。

この事業は、河川浄化への市民の関心を高めようとするもので、今年で16回目です。お問い合わせは、市社会安全対策課(☎22-3111 内線564)へどうぞ。







## ご利用ください 館山市 中小企業融資制度

市では、中小企業者のために設備資金・運転資金のための融資を行っています。

この制度をより活用しやすくするために、市で申し込みを受付した日から融資実行までの期間は、通常の場合15日と短縮されました。また、融資申し込みのためには保証人が1人以上必要となりますが、保証協会の特別小口補償制度（750万円以内）が適用される場合は、保証人は不要となります。

くわしくは、市商工観光課商工係（☎22-3111内線593）へどうぞ。

●館山市中小企業融資制度

	融資限度額	融資期間	利子補給	
運転資金	500万円	5年以内	1%	5年以内
設備資金	1,000万円	10年以内	2%	10年以内

千葉県信用保証協会の保証料は、全額市が補給します。

現行利率			
1年以内	2.90%	3年超5年以内	3.60%
1年超3年以内	3.50%	5年超10年以内	3.90%

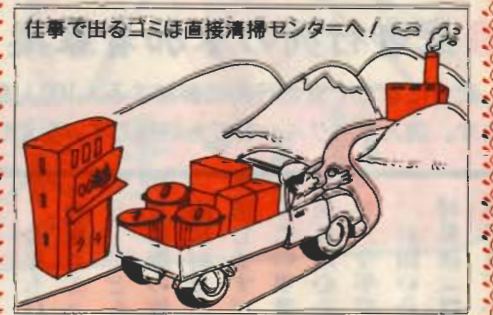
### ご協力ください 10月1日 事業所・企業統計調査

10月1日現在で、平成8年事業所・企業統計調査が全国で一斉に実施されます。この調査は昭和22年の第1回調査から数えて、今回で16回目に当たります。

調査は、9月24日から30日までの間に調査員が各事業所に調査票を配布し、10月1日から20日までに回収します。

事業所・企業統計調査は、法律に基づいて国が行う調査です。調査の目的は、わが国の産業構

## ●知りましょう！みんなのゴミ● ルールを守ってゴミの搬出を 事業系のゴミ



住事で出るゴミは直接清掃センターへ！

造や、事業活動の実態を明らかにするために行われます。記入していただいた内容は他に漏らしたり、統計以外の目的に使用することは法律で固く禁じられていますので、ありのままを正確に記入してください。

今回は、飲食店や工場などの事業系のゴミについて説明します。市では、決められた日にゴミ搬出場所に出されたゴミについては、残さず収集しています。この中には、家庭から出されたもの以外に明らかに事業系（飲食店や工場など）のゴミと思われるものが混ざっていることがあります。

市で収集の対象としているのは、みなさんの家庭から出されたゴミです。例外として事業系のゴミについても少量の場合には収集をしています。「少量」の基準は、市の条例で、1日当たりのゴミ排出量が30%未満となっています。それ以上の事業系のゴミは清掃センターに直接持ちこむか、ゴミの収集運搬業者に運んでもらってください。

問合せ/市環境保全課  
(☎22-3111 内線614)

### 10月1日ご協力ください 住民実態調査

10月1日現在で、住民実態調査を行います。この調査は住民基本台帳法に基づくもので、住民登録が正しくされているかどうかを調査するものです。調査期間は10月1日から9日までで、市の担当職員がみなさんのお宅に伺いますので、ご協力をお願いします。

### 10月4日に合同行政相談 お気軽にご利用を

10月13日(日)から19日(土)までは、全国一斉の行政相談週間です。

これに先だって市でも、行政相談員、千葉行政監察事務所、千葉地方法務局が合同で、行政

## 花と潮の香りを楽しむ

# 第17回若潮マラソン 1月26日開催

若潮マラソンの参加者を募集します。種目は、フルマラソンと10キロ、ほかにファミリーの部2キロで、市民運動場前をスタートします。

マラソンには、記録を求める人、空気や風を楽しむ人など、参加者一人ひとりに、それぞれの想いがあります。みなさんも無理なく、自分のペースで、花と潮の香りが楽しい素晴らしいコースを、走ってみませんか。

たくさんの方の参加をお待ちしています。

主催は市・教育委員会・体育協会・朝日新聞社、主管は市陸上競技協会、後援は日刊スポーツ新聞社・千葉テレビ放送・安房陸友会。

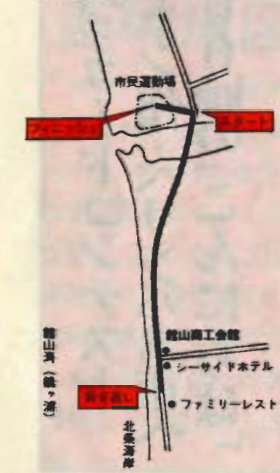
### 競技と申込方法

申し込みの方法と競技の内容は次のとおりです。当日は雨天でも行います。

開催日時/1月26日(日)、受け付けは、午前7時30分から9時。



ファミリーコース(2km)  
スタート 市民運動場前  
フィニッシュ 市民運動場(野球場)



10キロの部は高校生男子、16歳から34歳、35歳から49歳、50歳以上の男子と、16歳以上の女子の5クラス。制限時間は1時間30分以内。

ファミリーの部は小学生と保護者。制限時間は20分以内。

参加費用/フルマラソンの部は10キロの部は三千元。ファミリーは1組三千元(ゼッケン、保険料など)。

表彰/全員に参加賞と記録証。フルマラソンと10キロのクラスの10位までを表彰のほか、遠来賞や夫婦最年長賞、協賛団体からの特別賞など。

フルマラソンの部は、午前10時スタート。10キロの部は、10時30分スタート。ファミリーの部は10時35分スタート。

競技内容/フルマラソンの部は16歳から34歳、35歳から49歳、50歳以上の男子と、18歳以上の女子の4クラス。制限時間は5時間以内。

締切/11月29日(金)

くわしくは、市教育委員会スポーツ課(北条1145-1 ☎22-3111内線652)へどうぞ。

## 誰でも気軽に参加できます 体力づくり 市民スポーツレク祭

第6回市民スポーツ・レクリエーション祭を開きます。

これは、「体育の日」にちなんで市教育委員会の主催で実施するもので、誰でも気軽に参加できるスポーツの集いです。

今年は、大人から子どもまで自分の体力・運動能力をスポーツを楽しみながら測定できるチャレンジスポーツの種目もあり

体力づくりにあなたも参加しませんか。

日時/10月13日(日)午前8時30分から午後4時。ただし、雨天の場合は20日(日)に順延します。

会場/市民運動場

種目/グラウンドゴルフ、小学生、一般の部(中学生以上)チャレンジ・スポーツ、体力診断コース(4つの種目にチャレンジし自分の体力年齢を判定します)とエンジョイコース(フリスビーの当り、長靴飛ばしなどの6つのニュースポーツにチャレンジして各種目の記録に挑戦します)

対象/館山市民

## 9月21日、30日 秋の全国交通安全運動

●運動の重点目標

- 高齢者の歩行中、自転車乗車中の交通事故を防ごう
- シートベルトを必ず着用しよう

●入場無料/気軽に参加を  
交通安全アトラクション

日時/9月21日(土)午後1時30分から

会場/富浦町民体育館

出演者/歌手: 神野美伽、コント: 山口君と竹田君

問合せ/館山警察署(☎23-01110)







## いざ！に備えて 西岬地区で合同防災訓練

「相模トラフ上を震源域とする大地震が発生。その規模はマグニチュード7.9と推定され、館山市の震度は6～7となった」を想定して、今月2日(月)、西岬地区の名郷浦海岸を会場に合同防災訓練が行われました。地区住民をはじめ学校や防災機関など12団体、1,500人が参加。

午前9時、大津波警報の合図とともに津波避難訓練を実施、あわせて応急救護、初期消火、災害復旧などの多彩な訓練が行われました。いざという時に備え、日ごろから災害に対し、しっかりとした準備と心構えを持ってほしいですね。

夏のイベントの最後を飾る「第12回館山新能」が先月24日(土)に館山城を背景にした舞台上で開催され、1,100人の観客がかり火に映し出される幽玄の舞を堪能しました。

## 夏の夜空の下 幽玄の舞を堪能 館山新能



▲帰路につく観客の足元をやさしく照らすサークル連絡会のたいまつ



▲館山市茶道連盟による新能茶会。これから始まる新能へ、心静まるおもてなしです

呼ばれる歩き方で進んでいきます。囃子、地謡が登場し、強く澄んだ笛の音が響き渡り、鼓が打たれ能が始まります。神の威光を表す能「賀茂」。母が死んだわが子への情念を舞う悲しい能「隅田川」。言い訳が愉快な狂言「清水」。夏の夜空の下で三幕が静かに激しく演じられました。

城山公園の登山道には、中央公民館サークル連絡会が設置したたいまつが焚かれ、帰路につく観客のみなさんを舞台の感動そのままに見送るようでした。

**市民のひろば**

「市民のひろば」への投稿をお持ちします。身近な情報をお寄せください。北条1145-1 市役所秘書広報課 広報係まで。

## 石和の街に お船「国司丸」 が行く

たもの。初日は「笛吹川サマーカーニバル」で「ばかばやし」などを披露。翌日は地元の神輿とともに石和の街を引き回しました。山国の石和では舟形の屋台が珍しいのか、行く先々で大きな拍手と声援を集めていました。

▼町民に大歓迎されて進む「国司丸」



# Greeting Card CONTEST

## 夢

がひろがる  
アメリカ合衆国ワシントン州ペリンハム市へ  
太平洋を越えて7,600kmの「こんにちは」

市教育委員会生涯学習課では、グリーティング(あいさつ)カードコンテストを開催します。

日本で年賀状や暑中見舞いなどはがきを交換するように、欧米ではクリスマスや誕生日などにカードや手紙を交換します。このような日常的な外国文化にふれ、楽しく手軽にできる国際交流をしてみませんか。これまで館山市とペリンハム市(アメリカ合衆国ワシントン州)との交流は、昭和33年に姉妹都市の縁組みを結んでから、スキー・トゥ・シーレースや若潮マラソンへのお互いの選手の派遣、子どもたちを対象にインターネットを活用した国際交流など、市民レベルでの交流が根づいています。

そこで昨年に引き続き、グリーティング(あいさつ)カードコンテストを開催し、応募されたすべての作品をペリンハム市の子どもたちに贈ります。

あいさつカードを交わし、お互いの国の文化や生活ぶりを理解し合うことで、さらに豊かな国際交流に育てていきたいですね。

**応募対象** 市内小学生  
**募集作品** クリスマスカード・年賀状など(応募は1人1作品)  
**応募形式** 規格、表現方法は自由(ただし、作品には必ず写真を添付)  
**送り先** ペリンハム市の小学生  
**応募方法** 作品に応募票(各学校に配布してあります)を添付して市教育委員会生涯学習課に持ってきてください(郵送可)  
**締切り** 11月15日(金) 当日消印有効  
**選考・賞入賞発表** 最優秀賞1人(記念品)、優秀賞2人(記念品)  
**問合せ** 市広報「だん暖たてやま」12月号でお知らせします 市教育委員会生涯学習課(☎22-3111 内線662)

## 参加しませんか 消費者大学移動講座

千葉県消費者センターでは、消費者大学移動講座の参加者を募集します。移動講座の他に千葉県消費生活指導員による移動

相談も開催します。申し込みの必要はありません。会場に直接どうぞ。

**日時/移動講座**：10月23日(水)午後1時から3時、移動相談：午後12時30分から3時30分  
**会場**：館山市コミュニティセ

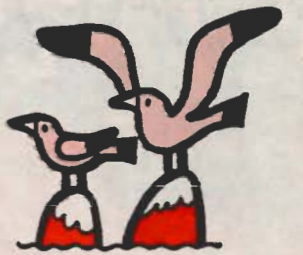
## 生活に役立つ、 ためになる 中央公民館の成人講座 受講生募集!

中央公民館と勤労青少年ホームでは、下表の成人講座の受講生を募集します。教養の向上、仲間づくりにあなたも参加しませんか。

**対象**：市内在住在勤の成人  
**受講料/無料**(材料費等は受講生の負担)  
**申込/電話**で中央公民館(☎23-3111)へ。申込多数の場合は抽選です。

講座名	内容	定員	開講日	講師	備考
パソコン講座	パソコンの基礎知識から文書の入力、表計算やグラフの作成のほかMS-DOSやウィンドウズなどのオペレーションシステムの知識、パソコン通信やインターネットについて学びます。	30人	10月15・17・22・24・29日 11月7・12・14・19・21・26・28日 全12回 18:30~20:30	館山高等学校教諭	申込締切：10/5 会場：館山高等学校 パソコン：NEC PC-9801US ソフト：一太郎、ロータス1-2-3
チャレンジふすま張り教室	誰にでもできる、簡単なふすまの張り替えに挑戦します。	12人	10月22日(火) 13:00~17:00	安藤憲和	申込締切：10/12
着付教室	お稽古事に和服を着て行きたい、お正月に和服を着て初詣で行きたい、入学式や卒業式に和服で出席したいなどなど。一人で和服が着られるようになるまでを学びます。	20人	10月23・30日、11月6・13・20・27日、12月4・11日 全8回 水曜日 19:00~20:45	堀谷久子	申込締切：10/13 対象：市内在住在勤の女性
ヘルシーケーキ&クッキー教室	クリスマスを前に自家製ケーキとクッキーの作り方を学びます。自分で作るから気になる甘さもカロリーも思いのままです。	20人	10月26日、11月9・30日 全3回 土曜日 13:30~16:00	野島寿男	申込締切：10/16





# 保 健 と 国 保

## 秋期 予防接種の お知らせ

予防接種は、体調の良いとき受けてください。

料金/無料

持ち物/母子手帳、予診票、体温計、筆記用具

【注意】

・前もって冊子(予防接種と子どもの健康)を読んで予防接種について十分理解したうえで受けてください。  
・ポリオ(生ワク)、BCG、麻しん(はしか)、風しんのそれぞれの予防接種を受けた

後、1カ月はほかの予防接種は受けられません。  
・三種混合、日本脳炎の予防接種を受けた後、1週間はほかの予防接種は受けられません。問合せ/市健康管理課(☎23113)

### 三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風) 予防接種

対象年齢/生後18月から90月  
接種方法/第1期初回は、3週から8週の間隔で3回受けて初回免疫。その後、第1期の追加として第1期3回目を受けた後、1年から1年半の間に1回受けます。

#### ●三種混合予防接種の日程

第2回目	月 日	受付時間	場 所	対象年齢
第2回目	10月21日(月)	13:15~14:00	保健センター	生後18月~90月未満
	10月22日(火)			
	10月24日(木)			
	10月28日(月)			

今回の個人通知対象者/ (1)第1期初回:平成6年10月2日生まれから平成7年3月1日生まれの幼児(発送済み) (2)第1期追加:第1期初回の3回目(平成7年9月1日から9月30日まで)に終了して

#### ●ツベルクリン反応検査及びBCG予防接種の日程

ツベルクリン反応検査	ツベルクリン判定及びBCG接種	受付時間	場 所
10月16日(水)	10月18日(金)	13:15~14:00	保健センター
10月23日(水)	10月25日(金)	13:15~14:00	保健センター
10月29日(火)	10月31日(木)	13:15~14:00	保健センター
11月11日(月)	11月13日(水)	13:15~14:00	保健センター

いる人 ※生後90月までの人で、今までに1度も予防接種を受けていない人、また転入等で通知の届かない人で該当者は当日会場に来てください。  
ツベルクリン反応検査とBCG予防接種  
該当者/生後6月から4歳未満の乳幼児で1度もツベルクリンとBCG接種を受けていない人  
接種方法/ツベルクリン反応検査を実施、48時間後に判定し、BCGの予防接種を行います

今回の個人通知対象者/平成7年12月2日生まれから平成8年4月1日生まれの乳幼児  
※該当年齢内にあり1度もツベルクリン反応検査を受けていない人、転入等により通知の届かない人は、直接会場に来てください。

## 骨の量を調べる 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症を予防する目的で骨の量を測定する骨粗しょう症検診を実施します。

骨粗しょう症とは、骨がスカスカになり骨の量が減少する病気です。女性に多く、寝たきりになる原因と言われています。

対象/ (1)昭和11、16、21、26、31年生まれの男女 (2)昭和36、41、46、51年生まれの女性  
※妊娠中の人は受診できません

検査内容/ (1)の人は、非利キ腕のレントゲン写真撮影(2)3分程度 (2)の人は腕のレントゲンの他、血液検査、尿検査、血圧測定(30分程度)

日時/11月20日(水)~12月3日(火)までの10日間(土、日を除く) 午前9時から午後3時(正午から午後1時までを除く)

場所/安房医師会病院  
料金/七百元。ただし、市民税非課税世帯と生活保護世帯の人は無料です。  
申込期間/10月4日(金)消印有効(1,000人になり次第締切り)

申込方法/対象者には、往復はがきを郵送しますので返信で市健康管理課へ申し込んでください。申し込みをした人には、検診日時と会場地図、問診票、尿器(35歳以下の人)を個人通知します。



## 40歳以上を対象に大腸がん検診

40歳以上の人を対象に、大腸がん検診を実施します。この検診は、食生活の欧米化により増加傾向にある大腸がんの早期発見、早期治療を目的としたものです。検査は、便潜血反応検査という方法で、便に血が混じっていないかどうかを調べるものです。申し込みをした人には、便を検査する容器と問診票を郵送し、回収日時と回収場所を指定します。

対象/40歳以上の市民  
検便回収日/11月11日(月)、12日(火)、13日(水)、14日(木)

18日(月)、19日(火)の6日間のうち、指定を受けた日  
回収場所/市民センター、各地区公民館のうち、指定を受けた場所  
料金/四五百円。ただし、70歳以上の人、市民税非課税世帯と生活保護世帯の人は無料です。

申込/総合検診・大腸がん検診申し込みはがきで、申し込み人は受付済みです。それ以外の方は9月27日(金)までに、市健康管理課(☎23113)に電話で申し込んでください。

## 50歳以上の 男性対象に 喉頭がん検診

安房医師会では、喉頭(こうとう)がんの検診を実施します。検診対象者は、50歳以上の男性で、声がかれたり、かすれたりして、おかしいなと思われる人です。

希望者は、実施期間内に、保証を必ず持参して、直接医療機関で受診してください。予約など事前の申し込みは、必要ありません。検査は、喉頭鏡検査で、痛みなどなく、簡単に済みます。診療時間内ならいつでも受診できますので、気になる人は受けてください。

実施期間/10月1日(火)から11月30日(土)まで  
指定医療機関/白幡医院・北条病院・本位田医院(館山市)、亀田総合病院(鴨川市)、亀田クリニック(鴨川市)、ぞうさん耳鼻咽喉科クリニック(鋸南町)、中原病院(和田町)、山本医院(千倉町)、和穎医院(白浜町)

料金など詳しいことは、各医療機関でおたずねください。

## 入院時の 食事負担額が 10月から 引き上げに

入院時の食事療養に係る一部負担については、平成6年10月1日より2年間につき、一日当たり一般加入者は六百円でしたが、2年の期間が経過したことから、国が、平均的な家計における食費の状況等を調査した結果、平成8年10月1日から今までの六百円から七百六十円に引き上げるようになりました。

くわしくは、市民課健康保険係(☎2213111内線558・559)へお問い合わせください。

#### ●入院時食事療養費の自己負担

(平成6年10月1日~平成8年9月30日)		(平成8年10月1日以降)	
一般加入者	1日(3食) 600円	1日(3食) 760円	
市民税非課税世帯	3ヵ月目までの入院	1日(3食) 450円	1日(3食) 650円
	4ヵ月目以降の入院	1日(3食) 300円	1日(3食) 500円
市民税非課税世帯で老齢福祉年金をうけている人		1日(3食) 200円	1日(3食) 300円





# こんなことあんなこと 相談案内 お気軽にご利用を！

相談はすべて無料です  
秘密は厳守されますからお気軽にご相談ください  
(土曜・日曜・祝日は休みます)

## 心配ごと

(一般相談員による相談)  
日時/毎週火曜日(祝日の場合は翌日)  
午前10時～午後3時  
(専門相談員による相談)  
日時/毎月第1、第3火曜日  
午後1時～3時  
対象/一般相談員の相談を受けた人、1日4人まで  
場所/市民センター  
問合せ/社会福祉協議会 ☎23-5068

## 消費生活

商品のサービスや苦情  
日時/10月3日(木)・10月17日(木)  
午前9時～午後4時  
場所/市役所市民相談室

## 定例行政相談

行政への苦情や意見、要望  
日時/10月4日(金)  
午前10時～午後3時  
場所/市民センター

## 家庭教育

ことば、生活習慣、登校拒否、非行、性、いじめの相談など  
日時/月曜～金曜日  
午前9時～午後4時  
場所/中央公民館  
問合せ/☎23-3111

## 年金

厚生年金など  
日時/10月17日(木)  
午前10時～午後3時  
場所/市役所  
※国民年金は、常時市民課で相談に応じます。

## 精神保健

不眠、イライラ、対人関係、老人のボケなどの心配  
日時/10月1日(火)・10月8日(火)  
10月15日(火)・10月22日(火)  
午後1時30分～3時  
場所/館山保健所  
申込/館山保健所(☎22-4511)に予約必要。

## 乳幼児

◎乳児相談  
10月7日(月)  
対象/北条・船形・那古・神戸・富崎・豊房  
10月21日(月)  
対象/館山・西岬・館野・九重  
受付時間/  
(4ヵ月児)午前9時30分～10時  
(10ヵ月児)午前10時30分～11時  
場所/保健センター  
◎1歳6ヵ月児健康診査  
10月3日(木)  
対象/7年3月生まれ児  
受付時間/午後1時20分～1時40分  
場所/保健センター  
◎3歳児健康診査  
9月26日(木)  
対象/5年6月生まれ児  
受付時間/午後1時30分～2時  
場所/保健所

## 市民

市民生活あれこれ……お気軽にどうぞ  
日時/毎日 午前9時～午後5時  
場所/市役所市民相談室

## 結婚

日時/毎月第1、第3日曜日  
午前10時～午後4時  
場所/市民センター  
問合せ/社会福祉協議会 ☎23-5068

## 児童

家庭関係・養育問題など  
日時/毎日 午前8時30分～午後5時  
場所/市社会福祉課

## 交通事故

電話でもできます  
日時/毎日 午前9時～午後5時  
場所/安房支庁  
問合せ/☎22-7111

## 職業

高齢者・パートタイマー  
日時/毎週月・火・木・金曜日  
午前9時～午後5時  
場所/市役所市民相談室

## 身障・精薄

日時/身障:毎月第2金曜日  
精薄:毎月第4火曜日  
午後1時～3時  
場所/身障:伊賀病院  
精薄:田村病院  
申込/市社会福祉課に必ず事前に申し込みをしてください。

## 不用品情報コーナー

市では、みなさんの不用品交換のお手伝いをします。売り、買い、ほしいなどのご希望をお寄せください。  
お問い合わせは、市商工観光課消費生活係(☎22-3111 内線593)へどうぞ。  
▷希望します 古いサラサの布=相談、自転車(20～22インチ)=相談  
▷譲ります ワンピース・スカート・ハンドバッグ=500円～千円、工業用ミシン=無料

10月の市立博物館の休館日は、7日・11日・14日・21日・28日です。

### ●10月の古紙回収日

地区名	回収日
館山	6日(日) 22日(火)
北条	13日(日) 29日(火)
那古・船形	27日(日)
西岬・富崎	10日(木)
神戸	7日(月)
豊房	24日(木)
館野・九重	23日(水)

・新聞、雑誌、ダンボールに分けて  
・ごみ搬出場所へ  
・回収日の午前8時30分までに  
・雨でも回収します。濡れないように、ビニールなどで覆ってください

## 神余地区 地蔵畑

### 歴史を語る 石地蔵尊



豊房地区の神余と畑との間に山間に、地蔵畑と呼ばれる土地があります。ここには「お腹やぐら」という神余氏の伝承を持つ中世の墓があり、宝篋印塔が据えられています。

神余氏は平安時代末期に安房国府の役人を勤め、鎌倉時代には源頼朝の御家人になった武士で、戦国時代の初めに里見氏が登場してくるまで、神余を本拠地としていました。

同じ神余には、家臣山下定兼の反逆にあつて自殺した神余景貞を祀る自性院という寺もあり、神余区には神余氏ゆかりの場所がほかにもあり、数々の伝承が残っています。

自性院は現在県道沿いにあり、ま子が、もとは地蔵畑のお腹やぐらの近くにありました。それは自性院で祀る神余景貞が自殺した場所こそが、このお腹やぐらだからです。

室町時代、このやぐらに自性坊という僧が住んでいた頃、定兼に追われた景貞は、ここで自殺、自性坊はこのやぐらに景貞を埋葬しました。

10月の市立博物館の休館日は、7日・11日・14日・21日・28日です。

「神余村の地蔵畑には昔から地蔵尊が祀られていました。元禄16年11月21日夜の地震で、祀られていたやぐらが崩れてしまい、本尊は木像なので自性院へ運ばれました。代わりにこの石地蔵尊を建てておきます」

これだけの文章ですが、その背景には神余区の数々の歴史が込み語られているのです。

市では、みなさんの不用品交換のお手伝いをします。売り、買い、ほしいなどのご希望をお寄せください。

お問い合わせは、市商工観光課消費生活係(☎22-3111 内線593)へどうぞ。  
▷希望します 古いサラサの布=相談、自転車(20～22インチ)=相談  
▷譲ります ワンピース・スカート・ハンドバッグ=500円～千円、工業用ミシン=無料

## 文学散歩に参加しませんか

市図書館では、文学散歩の参加者を募集しています。

日時/第1班:11月8日(金) 第2班:11月22日(金)の2回、午前8時30分から午後4時30分、雨天決行。

行き先/勝浦(与謝野晶子詩碑、富安風生句碑、中村汀女句碑)、御宿(月の砂漠詩碑)、大原(若山牧水歌碑・山本有三「哀美二路」の碑・森鷗外の別荘跡)、岬町(林美美子が泊まった茶屋跡)

定員/20人  
講師/加藤 孝先生  
参加費/二千円(昼食代ほか)

申込締切/第1班分は10月31日(木)、第2班分は11月14日(木)

参加希望者は、図書館(☎22-0701)へ電話で申し込んでください。希望者多数の場合は抽選になります。

---

## 9月の城山公園茶室の 雁月庵月釜は 22日(日)です

みなさん お気軽にどうぞ

市教育委員会

---

## 知っておきたい福祉の制度

### 福祉カーの貸し出し

お年寄りや障害者の外出にご利用ください

市ではお年寄りや心身に障害を持つ人たちが、快適に旅行や通院などで外出できるようにベッドと車イスを装備した福祉カー「ゆうあい号」を貸し出しています。

対象者は市内に住所を持つ一般高齢者や障害者(児)、その家族、社会福祉団体や福祉ボランティアの人たちです。

貸し出しは1回につき原則的に2日以内。普通運転免許で運転でき、利用は無料です(燃料代のみ自己負担)。

利用申込は、市高齢者福祉課(☎22-3111 内線583)へお問い合わせください。